

平成26年4月23日

会員の処分

一般社団法人 日本投資顧問業協会

当協会は、定款第14条第1項（平成24年7月2日施行前の定款（昭和62年9月22日創立総会決議）第13条第1項）の規定に基づき、法令違反の事実が認められた会員を、下記のとおり処分しました。

記

会員番号 012-02324 号

I F A J A P A N株式会社

(1) 処分の種類及び程度

会員権の停止 平成26年4月28日から3カ月

(2) 処分の対象となった事実

無登録で外国投資証券の募集又は私募の取扱いを行っている状況（金融商品取引法第29条違反）

以 上